

5

各種団体

平塚市スポーツ協会規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、平塚市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 組織及び加盟退会

(組織)

第3条 本会は、市内を統括する各競技別等のスポーツ団体をもって組織する。

(加盟)

第4条 本会に加盟しようとする団体は、所定の手続きのうえ、評議員会の承認を経て加盟する。

2 細則は別に定める。

(退会)

第5条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、評議員会の議決を経て、退会させることができる。

(1) 自ら退会の理由を記載した書類が会長に提出されたとき。

(2) 第3条に掲げる団体として認められなくなったとき。

(3) 加盟団体が2年以上活動を停止し、会費の納入、書類の提出等のないとき。

(4) その他本会の加盟団体として不適当と認められるに至ったとき。

2 細則は別に定める。

第3章 目的及び事業

(目的)

第6条 本会は、平塚市民及び本市各団体のスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第7条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 各種スポーツ大会、講習会、その他スポーツ行事の実施。

(2) 加盟団体の育成及び相互の連絡協調。

(3) スポーツ指導者の育成、選手の競技力向上。

- (4) 市民の体力向上、スポーツの底辺拡大。
- (5) スポーツ施設設備充実の促進。
- (6) スポーツ功労者、優秀選手及び団体の顕彰。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 35名以内、監事 2名。

(役員の選出)

第9条 会長、副会長は、理事会において推薦し、評議員会で承認する。

2 理事は、加盟団体の理事長、又はその代理者並びに本会会長推薦による理事とする。

3 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において互選する。

4 監事は、評議員会において互選する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。

3 理事長は、会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。

5 常任理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長と共に常任理事会を組織し、必要な事項を企画立案する。

6 理事は、会長、副会長と共に、理事会を組織し、会務を執行する。

7 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任、又は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員、評議員及び委員会委員の解任)

第12条 役員、評議員及び委員会委員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

2 前項について、評議員会において決議する前に、その役員、評議員及び委員会委員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長等)

第14条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会で推挙し、評議員会に報告する。

3 名誉会長及び顧問は、重要事項について会長及び理事会の諮問に応える。

第6章 会議

(評議員会)

第15条 評議員会は、各加盟団体から1名ずつ選出された評議員をもって構成し、本会の最高議決機関で次の事項について審議する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員の選出及び承認に関すること。
- (4) 規約の制定、改廃に関すること。
- (5) 加盟及び退会に関すること。
- (6) その他本会に必要な重要事項。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、会長とする。書記は、会長が指名する。

4 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員の現在数
- (3) 出席評議員の氏名
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

5 議事録には、議長のほか、出席評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名が、署名する。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、本会の運営に必要な事項を審議処理する。

2 理事会に諮る事項のうち、緊急を要する場合、それぞれの事項を協議のうえ処理する。ただし、事後において理事会の承認を得るものとする。

(理事会)

第17条 理事会は、本会の執行機関で次の事項を行う。

(1) 評議員会で決定された事項の執行。

(2) 本会の運営上必要な事項の審議、決定。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員会)

第18条 本会は、第7条に定める事業を遂行するため、理事会の議決により、各種の委員会を設けることができる。

2 委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

(定足数及び議決)

第19条 評議員会、常任理事会、理事会は、その構成員の2分の1以上（委任状含む）の出席をもって成立し、議決はすべて出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本規約を変更するときは、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(代替開催)

第20条 会長は、第15条、第16条、第17条の会議開催に支障があると判断されたときは、書面又は電磁的記録等により構成員の賛否を求めその結果をもって議決に代えることができる。又、各種委員長は第18条の会議開催について同様の措置をとることができる。

2 前項の定足数及び議決については、第19条を準用し、結果を構成員に通知する。

第7章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 補則

第 23 条 本会の運営に必要な要綱、規程、細則等は、理事会の議決により別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 6 月 1 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 5 月 28 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 23 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 5 月 28 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 5 月 23 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 5 月 26 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 23 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 17 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 28 日改正施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 23 日改正施行する。但し、名称の適用については、令和 4 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日改正施行する。

平塚市スポーツ協会役員名簿

(任期：令和7年5月～令和9年4月)

役 職 名	氏 名	所 属
名 誉 会 長	田 中 國 義	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル
顧 問	三 次 克 則	バ レ ー ボ ー ル
	宮 川 利 男	バ レ ー ボ ー ル
	阿 部 博	剣 道
会 長	中 田 勉	テ ニ ス
副会長	中 戸 川 康 夫	バ レ ー ボ ー ル
	栗 生 光 一	水 泳
理 事 長	栗 生 光 一	水 泳
副 理 事 長	林 孝 之	バ レ ー ボ ー ル
常 任 理 事	金 田 正 勝	バ ド ミ ン ト ン
	木 村 新 一	陸 上 競 技
	成 重 千 恵 子	体 操
監 事	石 川 一 郎	サ ッ カ ー
	小 泉 一 二 三	陸 上 競 技

平塚市スポーツ協会加盟団体選出理事・評議員名簿

令和 8 年度（2026 年度） 5 月現在

加盟団体名	理 事	評議員
卓球	武藤 直人	出口 純一
野球	片山 好正	藤橋 一己
ソフトテニス	小島 章治	土屋 眞二
陸上競技	福岡 修	小泉 一二三
柔道	臼井 照人	矢野 尊
バレーボール	林 孝之	藤田 友文
山岳	坂田 幸三	赤井 則彦
剣道	高梨 昇	高山 和彦
射撃	平野 友也	熊山 幸男
水泳	岡崎 肇	添田 由行
空手道	加藤 麻里依	府川 正明
バスケットボール	高橋 幸宏	大野木 進一
ソフトボール	仲野 くに子	鈴木 晴雄
スキー	金子 理人	渡辺 一敏
体操	田中 けい子	田中 けい子
テニス	荒木 勇司	北野 博史
バドミントン	金田 正勝	田代 千知子
サッカー	上野 公之	石川 一郎
弓道	小塚 富子	田中 恭子
ボウリング	細渕 桂介	福田 勇蔵
なぎなた	佐藤 由美	前澤 薫子
ヨット	相馬 敬	中川 仁
ゲートボール	山口 弘子	清田 純
ゴルフ	横山 邦夫	亀田 鎮雄
太極拳	下村 均	新藤 喜代子
ラグビー	蔭山 憲太	今村 尚弘

平塚市スポーツ協会種目別役員名簿

(令和8年5月末日現在)

加 盟 団 体 名	会 長	副 会 長				理 事 長	連 絡 先
平塚卓球協会	出口 純一	飯島 世津子				武藤 直人	武藤 直人
平塚市野球協会	河野 太郎	大津 富雄				片山 好正	盛 純二
平塚市ソフトテニス協会	笠井 一栄	笠井 達夫	土屋 眞二			小島 章治	小島 章治
平塚市陸上競技協会	小泉 一二三	木村 新一	山川 勝久	市川 豊		福岡 修	福岡 修
平塚柔道協会	熊野 誠也	大島 孝	臼井 照人			金井 一超	矢野 尊
平塚バレーボール協会	中戸川 康夫	小林 正和	本多 国人	貝瀬 美和子		林 孝之	林 孝之
平塚山岳協会	赤井 則彦	足立 和男				坂田 幸三	坂田 幸三
平塚市剣道連盟	高山 和彦	高梨 昇	小野 英幸	北村 典久		高梨 昇	高梨 昇
平塚射撃協会	熊山 幸男	宮崎 利男	平野 友也			平野 友也	熊山 幸男
平塚水泳協会	栗生 光一	本内 克洋	大倉 芳美			岡崎 肇	岡崎 肇
平塚市空手道連盟	府川 正明					紅林 秀幸	紅林 秀幸
平塚バスケットボール協会	大野木 進一	斉藤 豊	小瀬村 一郎	長塚 繁昭	高橋 幸宏	高橋 幸宏	高橋 幸宏
平塚市ソフトボール協会	米村 和彦	雨宮 英二	佐藤 宗夫	(参与)		吉田 忠之	仲野 くに子
平塚スキー協会	二階堂 潤	渡辺 一敏	秋山 良一	金子 理人		金子 努	金子 理人
平塚体操協会	小宮 節子	安岡 生子	小河原 慶太	木村 弘子		佐藤 ふみ子	佐藤 ふみ子
平塚市テニス協会	中田 勉	真壁 佐一	北野 博史	末永 瑠璃子	笠野 順一	山本 健太	平塚市テニス協会事務局
平塚市バドミントン協会	田代 千知子	荒井 隆幸	金田 正勝	奈良 光忠		金田 正勝	金田 正勝
平塚市サッカー協会	片倉 章博	上野 公之	石川 一郎			上野 公之	上野 公之
平塚市弓道協会	宮田 融	清水 正明	大谷 繁	南雲 弘		大谷 繁	武 博一
平塚ボウリング協会	星加 悦高	内藤 芳子				細渕 桂介	細渕 桂介
平塚なぎなた協会	河野 太郎	倉又 明美				植田 登喜子	宮下 京子
平塚ゲートボール協会	上原 清孝					清田 純	清田 純
平塚市ゴルフ協会	真道 豊	稲川 好繁				横山 邦夫	横山 邦夫
平塚市太極拳協会	新藤 喜代子					下村 均	下村 均
平塚市ラグビーフットボール協会	荻野 宏治					山本 昇平	蔭山 憲太

令和7年度事業報告

1 会議の開催（評議員会・常任理事会・理事会）

（1）評議員会 令和7年5月21日（水） 平塚市青少年会館

- ・令和6年度事業報告について
- ・令和6年度収支決算報告について
- ・令和6年度監査報告について
- ・令和7年度事業計画（案）について
- ・令和7年度収支予算（案）について
- ・役員改選について

（2）常任理事会、理事会

ア 第1回常任理事会 令和7年4月17日（木） 平塚市青少年会館

イ 第1回理事会 令和7年4月24日（木） 平塚市中央公民館

- ・令和6年度平塚市スポーツ協会事業報告及び収支決算報告について
- ・令和7年度平塚市スポーツ協会事業計画（案）及び収支決算報告（案）について
- ・令和7・8年度平塚市スポーツ協会新役員選考について
- ・令和7年度平塚市スポーツ協会評議員会について
- ・平塚市スポーツ協会懇親会について
- ・第12回ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
- ・令和6年度第4回スポーツ少年団委員会報告について
- ・体育施設等に関する要望書の回答について
- ・（公財）神奈川県スポーツ協会令和6年度第5回理事会について
- ・第13回ひらつか市民スポーツフェスティバルの開催日について
- ・令和7年度平塚市スポーツイベント等行事予定について
- ・スポーツ課職員人事異動について

ウ 第2回常任理事会 令和7年6月12日（木） 平塚市青少年会館

エ 第2回理事会 令和7年6月19日（木） 平塚市中央公民館

- ・令和7年度平塚市スポーツ協会補助金・委託料配分（案）について
- ・各委員会委員（案）について
- ・ひらつか市民スポーツフェスティバル実行委員会委員・企画運営委員の推薦について
- ・神奈川県スポーツ協会生涯スポーツ委員の推薦について
- ・令和7年度公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰候補者の推薦について
- ・平塚市スポーツ協会表彰規程の一部改正について
- ・令和7年度平塚市スポーツ協会評議員会について
- ・令和7年度平塚市スポーツ協会懇親会について
- ・各委員会報告について
- ・令和7年度平塚市都市提携委員会について
- ・令和7年度平塚市国際交流協会理事会報告について
- ・令和7年度神奈川県スポーツ功労者及び平塚市スポーツ功労者の推薦について
- ・第13回ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
- ・補助金・委託料について

- ・今後の日程について
- ・市民総合体育大会の日程確認について
- オ 第3回常任理事会 令和7年10月15日（水） 平塚市青少年会館
- カ 第3回理事会 令和7年10月23日（木） 平塚市青少年会館
 - ・スポーツ団体新年の集いについて
 - ・ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
 - ・令和7年度懇親会報告について
 - ・各委員会等報告について
 - ・県部活動地域移行連絡会報告について
 - ・（公財）神奈川県スポーツ協会関係報告について
 - ・令和7年度神奈川県スポーツ功労者・平塚市スポーツ功労者表彰について
 - ・大会利用時の平塚市総合公園駐車場減免についてアンケート結果について
 - ・令和7年度平塚市スポーツ協会スポーツ功労者表彰候補者の推薦について
 - ・令和8年平塚市スポーツ優秀選手表彰式について
 - ・平塚市スポーツ協会納会について
 - ・スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）
 - ・令和7年度第4回理事会日程について
- キ 第4回常任理事会 令和7年12月3日（水） 平塚市青少年会館
- ク 第4回理事会 令和7年12月10日（水） 平塚市中央公民館
 - ・平塚市総合公園有料公園施設使用調整協議会委員の推薦について
 - ・平塚市馬入サッカー場施設利用調整協議会委員の推薦について
 - ・平塚市スポーツ協会納会及びスポーツ協会スポーツ功労者表彰について
 - ・平塚市、平塚市スポーツ協会、平塚市まちづくり財団のスポーツ優秀選手表彰式開催について
 - ・ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
 - ・各委員会報告について
 - ・令和7年度第5回理事会日程について
 - ・2026スポーツ団体新年の集いについて
- ケ 第5回常任理事会 令和8年2月25日（水） 平塚市青少年会館
- コ 第5回理事会 令和8年3月4日（水） 平塚市青少年会館
 - ・令和8年度評議員会について
 - ・ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
 - ・令和8・9年度（公財）神奈川県スポーツ協会理事候補者の推薦について
 - ・（公財）平塚市まちづくり財団スポーツ事業企画専門委員会委員の推薦について
 - ・平塚市国際交流協会理事の推薦について
 - ・平塚市スポーツ協会全国大会等出場選手等支援金交付規程の一部改正について
 - ・暴力行為等相談窓口設置規程の一部改正について
 - ・各委員会報告について
 - ・2026スポーツ団体新年の集いについて
 - ・市・市スポーツ協会・まちづくり財団の表彰について
 - ・スポーツ協会納会について

- ・加盟団体令和7年度事業報告・決算報告及び令和8年度事業計画・予算書・役員名簿等の提出について
- ・市競技力強化委託料の返還について
- ・交通費について
- ・今後の日程について

2 委員会活動報告

(1) 総務委員会

委員会の開催

第1回 令和7年12月2日（火） 平塚市青少年会館

- ・「暴力行為等相談窓口設置規程」の改正について

(2) 強化委員会の開催

ア 委員会の開催

第1回 令和7年6月4日（水） 平塚市青少年会館

- ・令和7年度指導者講習会について

第2回 令和7年12月17日（水） 平塚市青少年会館

- ・令和8年度指導者講習会について

イ 指導者講習会の開催

第1回 令和7年8月1日（金） 平塚市勤労会館

- ・テーマ「よりよい指導のための高齢者を含めた発育発達に応じた育成プログラム」
- ・講師 東海大学体育学部／東海大学大学院体育学研究科 准教授 笹木 正悟 氏
- ・参加者29名（9団体20、部活動指導員4、特別地域指導者2、地域指導者3）

第2回 令和7年11月26日（水） 平塚市青少年会館

- ・テーマ「スポーツ指導者として熱中症対策及び雷注意報時の判断対応について」
- ・講師 東海大学体育学部武道学科 教授 宮崎 誠司 氏
- ・参加者25名（11団体）

第3回 令和8年2月21日（土） 平塚市青少年会館

- ・テーマ「普通救命講習」
- ・参加者11名（6団体10、特別地域指導者1）

(3) 広報委員会

ア 委員会の開催

第1回 令和7年6月6日（金） 平塚市青少年会館

- ・「平塚市スポ協ニュース第76号」の掲載について
- ・その他

第2回 令和7年9月25日（木） 平塚市青少年会館

- ・「平塚市スポ協ニュース第77号」の掲載について
- ・その他

イ 機関紙の発行

スポ協ニュース第76号掲載内容（令和7年6月発行）

- ・令和7年度平塚市スポーツ協会評議員会

- ・第12回ひらつか市民スポーツフェスティバルを開催
- ・加盟団体日より
- ・令和6年平塚市スポーツ優秀選手（小学生・中学生・高校生）
- ・令和6年平塚市スポーツ優秀選手表彰優秀選手紹介（団体3団体、個人11名）
- ・スポナビ

スポ協ニュース第77号掲載内容（令和7年12月発行）

- ・平塚市スポーツ功労者紹介（5名、1団体）
- ・第73回市民総合体育大会の結果
- ・加盟団体日より
- ・国民スポーツ大会（滋賀県）
- ・第13回ひらつか市民スポーツフェスティバルのPR
- ・スポナビ

ウ ホームページの運営

平塚市スポーツ課が協働団体と開設しているスポーツ情報に特化したポータルサイト「ひらつかスポーツナビ」のスポーツ団体紹介ページ内にある。その中で「平塚市スポーツ協会」のページを有効に活用している。

エ 新平塚市体育年表編纂事業

ひらつかスポーツナビのスポーツ団体情報「平塚市スポーツ協会」の団体概要に「スポーツ協会のあゆみ」（明治元年～令和4年）を掲載している。

（4）施設委員会

ア 委員会の開催

第1回 令和7年10月31日（金） 平塚市青少年会館

- ・今年度の施設委員会の方針について
- ・加盟団体要望への対応について

（5）スポーツ少年団委員会

ア 委員会の開催

第1回 令和7年5月13日（火） 平塚市中央公民館

- ・令和6年度平塚市スポーツ少年団事業報告について
- ・令和6年度決算報告について
- ・令和7年度平塚市スポーツ少年団役員（案）・団員・登録について
- ・令和7年度平塚市スポーツ少年団事業計画（案）について
- ・令和7年度収支予算（案）について
- ・その他

第2回 令和7年10月7日（火） 平塚市中央公民館

- ・箱根駅伝応援企画について
- ・運動適正テストⅡについて

第3回 令和7年12月2日（火） 平塚市中央公民館

- ・運動適正テストⅡについて

第4回 令和8年3月10日（火） 平塚市中央公民館

- ・運動適正テストⅡの実施報告について

- ・令和7年度平塚市スポーツ少年団事業報告について
- ・令和7年度平塚市スポーツ少年団決算報告について
- ・令和8年度平塚市スポーツ少年団の登録について
- ・令和8年度平塚市スポーツ少年団事業計画について
- ・令和8年度平塚市スポーツ少年団役員について
- ・その他

イ 大会予選会の実施 ひらつかサン・ライフアリーナ

- ・令和7年度神奈川県スポーツ少年団エンジョイ！スポーツフェスティバル2025バレーボール（関東予選）
- ・令和7年度神奈川県スポーツ少年団エンジョイ！スポーツフェスティバル2025バレーボール（全国予選）
- ・令和7年度神奈川県スポーツ少年団エンジョイ！スポーツフェスティバル2025バドミントン（関東予選）

ウ 選手派遣

- ・令和7年度神奈川県スポーツ少年団エンジョイ！スポーツフェスティバル2025
- ・バドミントン（関東予選）※第44回関東ブロック少年団競技別交流大会予選
- ・軟式野球（関東予選）※第44回関東ブロック少年団競技別交流大会予選

◎軟式野球は本大会（第44回関東ブロック少年団競技別交流大会）への出場を果たす

エ その他

- ・運動適正テストⅡの実施 令和8年1月25日（日） ひらつかサン・ライフアリーナ
- ・神奈川県スポーツ少年団ビーチフェスティバルへの参加
- ・第102回東京箱根間往復大学駅伝競走の応援

3 令和7年度県・市・スポーツ協会スポーツ功労者及び市スポーツ優秀選手の表彰

（1）神奈川県スポーツ功労者

該当者なし

（2）平塚市スポーツ功労者表彰 6名

片倉 久（平塚市空手道連盟） 西田 俊哉（平塚市ゴルフ協会）
 山脇 克義（松が丘地区体育振興会） 庭月野 義行（平塚市スポーツ推進委員協議会）
 工藤 孝政（平塚市スポーツクラブ連合会） 紫陽花クラブ（平塚レクリエーション連盟）

（3）平塚市スポーツ優秀選手 個人10名、2団体

ア 個人

新井 道大 （2025年全日本選抜柔道体重別選手権大会 柔道 男子100kg級） 優勝
 本田 里来 （2025年全日本選抜柔道体重別選手権大会 柔道 女子57kg級） 優勝
 横田 ひかり （2025年全日本選抜柔道体重別選手権大会 柔道 女子52kg級） 優勝
 近藤 美月 （2025年グランドスラム・パリ大会 柔道 女子48kg級） 優勝
 角田ロスタント愛 （2025年グランドスラム・パリ大会 柔道 女子70kg級） 優勝
 本田 万結 （2025年グランドスラム・パリ大会 柔道 女子70kg級） 準優勝
 茨 隆太郎 （第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 水泳） 優勝・準優勝
 出口 美代子 （第38回全国ラージボール卓球大会 卓球 混合ダブルス160） 優勝

出口 純一（第38回全国ラージボール卓球大会 卓球 混合ダブルス160） 優勝
浜瀬 海（ALL JAPAN クリオマンション茅ヶ崎ロングボードプロ（ロングボード/サーフィン）） 優勝
イ 団体
東海大学ボディビル部
第59回全日本学生ボディビル選手権大会 男子フィジークの部 優勝
東海大学男子柔道部
2025年度全日本学生柔道体重別団体優勝大会 柔道 優勝

（4）平塚市スポーツ協会スポーツ功労者 4名

山川 勝久（平塚市陸上競技協会） 東岡 雪乃（平塚バレーボール協会）
二階堂 潤（平塚スキー協会） 佐藤 由美（平塚なぎなた協会）

4 スポーツ協会全国大会等出場選手等支援金交付

6競技 6件29名（水泳：1件1名 テニス：1件12名 バドミントン：1件7名
なぎなた：1件1名 卓球：1件2名 ゲートボール：1件6名）

5 その他の会議等の開催

（1）令和6年度会計監査会

令和7年4月7日（月） 平塚市役所

（2）懇親会

令和7年7月23日（水） ホテルサンライフガーデン

（3）令和7年度平塚市スポーツ協会スポーツ功労者表彰候補者選考委員会

令和7年12月4日（木） 平塚市青少年会館

（4）納会

令和8年2月11日（水・祝） ホテルサンライフガーデン

（5）平塚市・平塚市スポーツ協会・平塚市まちづくり財団、スポーツ優秀選手表彰式

令和8年2月11日（水・祝）

6 共催・協力事業

（1）2026スポーツ団体新年の集い（主管：平塚レクリエーション連盟）

令和8年1月12日（月・祝） 平塚プレジール

（2）第13回ひらつか市民スポーツフェスティバル

実行委員会2回（うち1回書面開催）、企画運営委員会4回（うち1回書面開催）

令和8年3月22日（日） 平塚市総合公園

主催 ひらつか市民スポーツフェスティバル実行委員会

共催 平塚市スポーツ協会、平塚市体育振興連絡協議会、平塚市スポーツ推進委員協議会、
平塚レクリエーション連盟、平塚市スポーツクラブ連合、平塚市、平塚市教育委員会、

7 受託事業

- (1) 競技力強化 26件 (26加盟団体別の強化事業)

※委託料返戻団体 1団体

- (2) 第73回市民総合体育大会 (主管) 令和7年10月25日 (土)、10月26日 (日)、
11月2日 (日)、11月9日 (日)、11月16日 (日)

ア 正式種目 15競技 18種目

イ 公開種目 6競技種目

8 選手派遣

- (1) 第79回国民スポーツ大会 令和7年9月28日 (日)～10月8日 (水) 滋賀県
(天皇杯神奈川県順位 6位、皇后杯神奈川県順位 7位)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・競泳 少年男子 2名 | ・バレーボール 少年男子 2名 |
| ・陸上 成年女子 1名 | ・ボクシング 少年男子 2名 |
| ・ハンドボール 成年女子 11名 | ・柔道 少年男子 2名 |
| ・アーチェリー 少年男子 1名 | ・なぎなた 1名 |

- (2) 第80回国民スポーツ大会冬季大会 令和8年1月31日 (土)～2月17日 (火)
(天皇杯神奈川県順位 12位、皇后杯神奈川県順位 10位)

- ・スケート競技 (青森県八戸市、三沢市)
令和8年1月31日 (土)～2月8日 (日)
- ・アイスホッケー競技 (青森県八戸市、三沢市)
令和8年2月4日 (水)～2月8日 (日)
- ・スキー競技 (青森県大鰐町、秋田県鹿角市)
令和8年2月14日 (土)～2月17日 (火)

- (3) 第80回記念市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会

令和8年2月8日 (日) 丹沢湖周回コース (全7区間) ※雪のため開催中止

9 関係団体会議等

- (1) (公財) 神奈川県スポーツ協会

ア 令和7年度第1回理事会 令和7年6月13日 (金)

- ・令和6年度事業報告 (案) 及び決算報告 (案) について
- ・参与の推薦について
- ・第81回国民スポーツ協会冬季大会アイスホッケー競技会の神奈川県開催に係る受諾について
- ・令和7年度定時評議員会の開催について
- ・辞任に伴う後任理事の推薦について
- ・職員給与規定の一部改正について

- ・中期推進計画「令和6年度取組み状況」について
 - ・暴力行為・コンプライアンス相談窓口の受付状況等について
 - ・正・副会長及び専務理事における自己の職務執行状況について
- イ 令和7年度定時評議員会 令和7年6月28日（土）
- ・辞任に伴う後任理事の選出について
 - ・令和6年度事業報告（案）及び決算報告（案）について
 - ・その他
- ウ 令和7年度第2回理事会 令和7年9月12日（金）
- ・辞任に伴う後任評議員の推薦について
 - ・次期役員改選に向けたスケジュールについて
 - ・職員旅費規程の一部改正について
 - ・第79回国民スポーツ大会とブロック大会の結果について
 - ・正・副会長及び専務理事における自己の職務執行状況について
- エ 令和7年度第3回理事会 令和7年12月5日（金）
- ・諸規程の改正について
 - ・職員就業規程の一部改正について
 - ・職員旅費規程の一部改正について
 - ・常務役員等の支給等に関する規定の一部改正について
 - ・第79回国民スポーツ大会の結果について
 - ・国民スポーツ大会における神奈川県選手団ユニフォームについて
 - ・令和7年度加盟団体代表者会議兼役員研修会の開催について
 - ・正・副会長及び専務理事における自己の職務執行状況について
 - ・その他
- オ 令和7年度第4回理事会 令和8年3月12日（木）
- ・令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - ・令和7年度臨時評議員会の開催について
 - ・加盟団体の処分について
 - ・職員給与規定の一部改正について
 - ・第80回国民スポーツ大会冬季大会終了時点の成績について
 - ・国民スポーツ大会神奈川県選手団ユニフォームについて
 - ・正・副会長及び専務理事における自己の職務執行状況について
 - ・令和8年度の主な日程について
- カ 令和7年度加盟団体代表者会議兼役員研修会 令和8年2月18日（水）
- ・令和8・9年度役員改選について
 - ・中期推進計画（令和4～8年度）の検証について
 - ・その他
- キ 令和7年度臨時評議員会 令和8年3月28日（土）
- ・常務役員等の報酬等の支給に関する規程の一部改正について
 - ・令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - ・倫理委員会の開催結果について
 - ・諸規程の改正について
 - ・職員就業規程の一部改正について

- ・職員旅費規程の一部改正について
- ・職員給与規程の一部改正について
- ・第80回国民スポーツ大会冬季大会終了時点の成績について
- ・その他

ク 神奈川県スポーツ少年団本部関係

- ・委員会 令和7年5月29日（木） 県立スポーツ会館
令和8年2月19日（木） かながわ県民センター
- ・常任委員会 令和7年9月4日（木） かながわ県民センター
- ・本部長会議 令和8年3月5日（木） かながわ県民センター
- ・事務説明会 令和7年4月16日（水） かながわ県民センター
- ・育成事業
 - 「ジュニア・リーダースクール」
 - 令和7年7月20日（日）＜前期研修＞ 県立スポーツ会館
 - 令和7年8月23日（土）～24日（日）＜後期研修＞ 愛川ふれあいの村
 - 「シニア・リーダースクール」
 - 令和7年7月6日（日）＜事前研修＞ オンライン
 - 令和7年8月6日（水）～9日（土）＜全体研修＞ 国立中央青少年交流の家
 - 「スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」
 - 令和7年9月6日（土） 県立スポーツ会館
 - 令和7年11月15日（土） 県立スポーツ会館
 - 令和8年1月25日（日） 県立スポーツ会館
 - 「スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター養成講習会」
 - 令和7年9月27日（土）～28日（日） 県立スポーツ会館
 - 令和7年10月5日（日） 県立スポーツ会館
 - 「関東ブロックリーダー研究大会への参加」
 - 令和7年10月18日（土）～19日（日）
 - 「スポーツ少年団指導員研修会」
 - 令和7年11月30日（日） 横浜会場
 - 令和8年1月17日（土） 小田原会場
 - 「関東ブロック指導者研究協議会への参加」
 - 令和7年11月1日（土）～2日（日）
- ・活動交流事業
 - 令和7年8月23日（土） 小学生バドミントン連盟連携事業
(第34回全国小学生バドミントン選手権関東地区予選)
 - 令和7年11月3日（月・祝） ひらつかビーチフェスティバル
- ・活動事業
 - 「県内スポーツ少年団競技別交流大会の開催（5競技）」
 - 令和7年5月18日（日）～ 県内各所
 - 「第44回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会への参加」
 - 令和7年7月12日（土）～27日（日） 埼玉県 各所
 - 軟式野球 令和7年8月8日（金）～11日（月・祝）
 - 剣道 令和8年3月27日（金）～29日（日）

バレーボール 令和7年12月25日（木）～28日（日）

「エンジョイ！スポーツフェスティバル（神奈川県予選会）への参加」

バレーボール 令和7年12月6日（土）～7日（日）ひらつかサン・ライフアリーナ他

剣道 令和7年12月6日（土）シンコースポーツ神奈川県立武道館

「神奈川県スポーツ少年団交流大会への参加」

空手 令和7年12月13日（土）シンコースポーツ神奈川県立武道館

柔道 令和8年2月11日（水・祝）シンコースポーツ神奈川県立武道館

サッカー 令和8年2月21日（土）アサンテスポーツパーク（人工芝）

「関東ブロックスポーツ少年大会への参加」

令和7年8月1日（金）～3日（日）山梨県

「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA（全国スポーツ少年大会）への参加」

令和7年7月31日（木）～8月3日（日）

・その他

「令和7年度日本スポーツ少年団関東ブロック会議に参加」

令和8年2月1日（日）～2日（月）

（2）平塚市都市提携委員会

令和7年5月12日（月）

（3）平塚市国際交流協会理事会

令和7年5月22日（木）

（4）平塚市スポーツ推進審議会（2回）

令和7年7月25日（金）・11月27日（木）

（5）（公財）平塚市まちづくり財団理事会（4回）、評議会（3回）、スポーツ企画専門委員会（2回）

（6）ひらつか市民スポーツフェスティバル実行委員会

実行委員会2回（うち1回書面開催）、企画運営委員会4回（うち1回書面開催）

（7）第45回平塚市剣道錬成大会

令和7年6月8日（日） トッケイセキュリティ平塚総合体育館

（8）令和7年度神奈川県地域部活動連絡会

令和7年7月17日（木）・令和8年2月27日（金）

（9）令和7年度平塚市スポーツ功労者表彰・候補者選考委員会

令和7年8月20日（水） 平塚市役所

（10）第54回平塚市少年少女剣道大会

令和7年10月12日（日） トッケイセキュリティ平塚総合体育館

- (11) 平塚市スポーツ5団体代表者会議
令和7年10月16日(木) 平塚市役所
- (12) 第8回ひらつかパラスポーツフェスタ
令和7年10月19日(日) ひらつかサン・ライフアリーナ
- (13) 令和7年度平塚市市内駅伝競走大会実行委員会
令和7年10月28日(火) 実行委員会 平塚市勤労会館
令和8年1月11日(日) 本大会 レモンガスタジアム平塚
- (14) 第26回平塚市太極拳フェスティバル
令和7年11月1日(土) トッケイセキュリティ平塚総合体育館
- (15) 第73回市民総合体育大会開会式
令和7年11月9日(日) トッケイセキュリティ平塚総合体育館
- (16) 伊勢原市スポーツ協会創立70周年記念事業
令和7年11月22日(土) 伊勢原市民文化会館
- (17) 東海大学ラグビー部応援会
令和7年11月22日(土) グランドホテル神奈中平塚
- (18) 平塚市民・大学交流提携40周年記念事業「スポーツフェスタ」
バスケットボール、バレーボール(陸上競技、軟式野球は雨天中止)
令和7年12月14日(日) 東海大学湘南キャンパス総合体育館
- (19) 令和8年平塚商工会議所新年賀詞交歓会
令和8年1月6日(火) ホテルサンライフガーデン
- (20) 馬入サッカー場施設利用調整会議
令和8年1月17日(土) ひらつかサン・ライフアリーナ
- (21) 平塚市総合公園、ひらつかサン・ライフアリーナ年間大会使用調整会議
令和8年1月22日(木) トッケイセキュリティ平塚総合体育館

10 その他

名義後援 29件(うちスポ協加盟団体15件)

平塚市体育振興連絡協議会 規約

(平塚体育振興協議会発足 昭和37年8月16日)

制 定 昭和46年6月16日

最近改正 平成 7年5月19日

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は平塚市体育振興連絡協議会という。

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は地区体育振興にかかわる連絡調整ならびに研修活動をはかり、もって地区体育の普及及び発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 地区体育普及振興の諸問題についての検討
- (2) 地区体育普及振興のための運営に関すること
- (3) 地区体育振興会の相互の情報交換
- (4) その他目的達成に必要なこと

第3章 組織及び役員

第5条 本会は次の地区体育振興会をもって組織し、各地区体育振興会長及び各地区より選出された代表者2名、事務局長をもって構成する。

- | | | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|
| 1. 崇 善 | 2. 港 | 3. 花 水 | 4. 松 原 | 5. 富 士 見 | 6. 神 田 |
| 7. 岡 崎 | 8. 金 目 | 9. 中 原 | 10. 豊 田 | 11. 金 田 | 12. 城 島 |
| 13. 土 屋 | 14. 吉 沢 | 15. 南 原 | 16. 横 内 | 17. なでしこ | 18. 真 土 |
| 19. 四 之 宮 | 20. 八 幡 | 21. 松 が 丘 | 22. 旭 南 | 23. 旭 北 | 24. 大 神 |

第6条 本会は次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 事務局長1名 事務局次長1名 会計2名 会計監査2名

第7条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は代表者会議において選出する。

会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。事務局長及び事務局次長は事務一般を司る。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は会長会議で推薦する。
- (2) 顧問は、重要事項について会長及び会長会議の諮問に応える。

第5章 会 議

第10条 本会の会議は総会、代表者会議（会長及び代表者）、会長会議及び役員会とする。

第11条 すべての会議は会長が招集し、議決は多数決とする。

第6章 会 計

第12条 本会の経費は負担金、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この規則に定められていないものについては、代表者会議において決定する。

令和8年度

平塚市体育振興連絡協議会 会員名簿(R8. 4. 1～R9. 3. 31)

会長	板東 誠二	事務局長	星野 光彦	会計	上杉 充
副会長	飯野 保	事務局次長	中山 正彦	監査	山脇 克義
副会長	水島 稔	会計	青谷 智巳	監査	金子 栄治

	地区名	会 長	代 表 者		事 務 局 長
1	崇善	山口 貞夫	本田 幸三	山口 聖	山口 貞夫
2	港	清水 裕一	府川 保	神田 剛	佐藤 武志
3	花水	中山 正彦	貝瀬 清一	山口 弘子	小川 加奈
4	松原	津田 耕史	畑中 健		原 邦彦
5	富士見	星野 光彦	長尾 共清	青嶋 俊憲	村山 美明
6	神田	飯野 保	瀧口 由江	坂本 正則	田中 公一
7	岡崎	板東 誠二	大浦 順子	管原 精希	市川 広行
8	金目	青谷 智巳	柏木 秋弘	鈴木 功	市川 光春
9	中原	金子 栄治	大木 康史	鈴木 俊樹	恩田 円
10	豊田	中村 宏行	朽方 太一		朽方 太一
11	金田	畠中 直人	重田 昌巳	杉本 和	尾崎 安昭
12	城島	松下 明生	黒木 昌明	一杉 智史	土屋 裕一
13	土屋	水島 稔	小清水 正	関野 武	鈴木 美幸
14	吉沢	小清水 豊	猪俣 栄一	佐藤 政良	石井 正剛
15	南原	遠藤 年彦	鈴木 美樹		生田目 めぐみ
16	横内	上杉 充	小笠原 直巳	府川 弘	伊澤 和男
17	なでしこ	松本 満	傳田 實		熊川 泰成
18	真土	伊藤 宏	山口 力也	小鹿 園珠	山口 耕治
19	四之宮	松川 成芳	榎 清則	伊藤 優	相原 奈津代
20	八幡	荒木 正真	前田 俊隆	加藤 良信	山口 健児
21	松が丘	山脇 克義	熊谷 俊二	齋藤 千枝子	二之宮 智政
22	旭南	吉川 竜海	須藤 量久	渡辺 博美	木村 崇
23	旭北	岡山 智彦	高橋 政己	上利 一枝	古園 裕子
24	大神	松尾 昭宏	平島 敦子	樋口 英光	高橋 千賀子

令和7年度 平塚市体育振興連絡協議会 事業報告

期 日	会議・事業名	会 場	内 容 ・ 結 果
4月17日（木）	新旧会長会議	勤労会館 大会議室	議事 ①第73回市民総合体育大会について ②令和7年度総会について ③令和6年度事業報告について ④令和6年度収支決算報告について ⑤令和7年度事業計画（案）について ⑥令和7年度収支予算（案）について
5月14日（水）	総会	青少年会館 集会室	議事 ①令和6年度事業報告について ②令和6年度収支決算報告及び監査報告について ③令和7年度事業計画（案）について ④令和7年度収支予算（案）について
5月14日（水）	県・市及び平体振功労者 選考委員会	青少年会館 集会室	議題 ①令和7年度「神奈川県」スポーツ功労者表彰候補者の選考について ②令和7年度「平塚市」スポーツ功労者表彰候補者の選考について ③令和7年度「平体振」功労者表彰の選考について
6月15日（日）	第73回市民総合体育大会 ニュースポーツ大会トリム バレーボール競技	ひらつか サン・ライアリーナ	Aブロック 優勝 旭北地区 準優勝 花水地区 Bブロック 優勝 岡崎地区 準優勝 土屋地区
6月22日（日）	ニュースポーツ研修会 平体振功労者表彰	木村植物園湘南 パークゴルフ場	パークゴルフ 83名（担当地区：吉沢・土屋・南原）
6月28日（土）	歓送迎会	ホテルサンライフガーデン	参加人数 71名
8月5日（火）	会長会議	勤労会館 大会議室	カムチャツカ半島付近の大地震による津波警報発令により7月30日 開催を8月5日開催へ変更 議事 ①ニュースポーツ研修会の開催結果について ②県・市功労者表彰について ③第73回市民総合体育大会について（ボウリング競技抽選）
10月上旬	市民体育レクリエーション 大会	市内各地区	
10月25日（土） 10月26日（日） 11月 2日（日） 11月 9日（日） 11月16日（日）	第73回 市民総合体育大会	ひらつか サン・ライアリーナ 他	優勝 旭北地区 準優勝 四之宮地区 第3位 花水地区
10月30日（木）	会長・事務局長会議	勤労会館 大会議室	議事 ①市内駅伝競走大会について ②2026スポーツ団体新年の集いについて ③平体振忘年会について ④その他
11月29日（土）	忘年会	ホテルサンライフガーデン	参加者数 73名
1月11日（日）	令和7年度平塚市市内駅 伝競走大会	総合公園～ 山城中学校	地区対抗の部 第1位 港地区 第2位 四之宮A地区 第3位 富士見地区 実業団の部 第1位 平塚市役所A 第2位 平塚消防 第3位 平塚市役所B
1月12日（月・祝）	スポーツ団体 新年の集い	平塚プレジール	参加者数 128名 幹事団体：平塚レクリエーション連盟
2月18日（水）	会長会議	勤労会館 中会議室	議題 ①令和7年度市内駅伝競走大会の反省について ②令和8年度平体振の日程（案）について ③第74回市民総合体育大会の日程（案）について ④第13回ひらつか市民スポーツフェスティバルについて
3月22日（日）	第13回ひらつか市民ス ポーツフェスティバル	総合公園 全施設	「ニュースポーツ体験」 【参加者数】 グラウンドゴルフ 414名 モルック 464名 合計 878名

平塚市スポーツ推進委員協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、平塚市スポーツ推進委員協議会とする。

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、スポーツ推進委員相互の連絡調整と指導組織の確立を図り、もって本市スポーツの推進に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの推進に関し、関係機関との連絡調整
- (2) 教育委員会主催のスポーツ大会・講習会等の運営、助言、協力
- (3) 研修会・講習会等の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第3章 組織及び役員

第5条 この会は、平塚市教育委員会及び別表の各地区体育振興会（各小学校区）から推薦され、平塚市教育委員会が委嘱したスポーツ推進委員をもって組織し、次に掲げる担当部門をもって組織する。

- (1) 総務部
会の研修等の企画・立案及び庶務を担当し、各種の情報収集・広報活動を行う。
- (2) 研修部
各種スポーツ、レクリエーションの実技指導及び助言を行うための研修を行い、スポーツ推進委員として必要な資質の向上を図るほか、コミュニティースポーツの振興に関する望ましいスポーツ団体の組織運営及び体育施設等のあり方を研究する。

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 部長 2名
- (8) 副部長 若干名

第7条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査は総会において互選し、また部長、副部長は会長が委嘱する。

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。部長は各部会を統轄する。

第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

第9条 地区代表者は、地区で互選し（各小学校区1名）、会長が委嘱する。

2 地区代表者は当該地区の連絡調整に当たる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で推挙し、総会に報告する。
- 3 顧問は、重要事項について会長及び総会の諮問に応える。

第4章 会 議

第11条 総会は年1回開催し、必要あるときは会長がこれを召集する。

- 第12条 役員会は会長がこれを召集する。
- 第13条 部会は部長がこれを召集する。
- 第14条 会議の議決は出席者の多数決をもって決める。
- 第15条 地区代表者会議は会長がこれを召集する。
- 第16条 地区代表者は次の事項を提言する。
- (1) 本会の事業に関する事項
- (2) その他本会において必要と認めた事項

第5章 会 計

- 第17条 この会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
 なお、会費は、年額1人5,000円とする。
- 第18条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 総 則

- 第19条 この規定に定めのないものについては、役員会において決定する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日より施行し、4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月20日より施行し、4月1日より適用する。

この規約は、令和6年4月19日より施行し、4月1日より適用する。

別表（第5条1項関係）

地区体育振興会	小学校区	地区体育振興会	小学校区
崇善地区	崇善小学校	土屋地区	土屋小学校
港地区	港小学校	吉沢地区	吉沢小学校
花水地区	花水小学校	南原地区	南原小学校
松原地区	松原小学校	横内地区	横内小学校
富士見地区	富士見小学校	なでしこ地区	なでしこ小学校
神田地区	神田小学校	真土地区	真土小学校
岡崎地区	岡崎小学校	四之宮地区	大野小学校
金目地区	金目小学校	八幡地区	八幡小学校
	みずほ小学校	松が丘地区	松が丘小学校
中原地区	中原小学校	旭南地区	勝原小学校
	大原小学校		山下小学校
豊田地区	豊田小学校	旭北地区	旭小学校
金田地区	金田小学校		松延小学校
城島地区	城島小学校	大神地区	相模小学校

令和 8 ・ 9 年度平塚市スポーツ推進委員協議会
本部役員

役員名	氏 名	選 出 方 法 平塚市スポーツ推進委員協議会規約第 7 条
会 長	傳 田 實	総会において互選
副 会 長 (事務局補佐)	石 川 行 子	
副 会 長 (研修部補佐)	土 田 英 忠	
副 会 長 (会計補佐)	山 田 和 子	
事 務 局 長	田 邊 克 司	
事務局次長	佐藤 昭四郎	
事 務 局 (総務補佐)	山 口 弘 子	
会 計	長 尾 共 清	
会 計	齋 藤 友 子	
監 査	山 地 礼 子	
監 査	川 瀬 健 司	
総 務 部 長	貝 瀬 清 一	会長が委嘱
総務副部長	久 吉 佳 子	
総 務 部 員	上 利 一 枝	
総 務 部 員	高 橋 千 寿	
研 修 部 長	木 代 崇	
研修副部長	庭月野 義行	
研修副部長	曾 我 雅 弘	
研 修 部 員	竹 之 内 力	
研 修 部 員	成 瀬 伸 一	
研 修 部 員	榎 清 則	
研 修 部 員	三 觜 清 教	
研 修 部 員	川 口 剛 司	
研 修 部 員	今 井 利 正	

任期 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

令和7年度平塚市スポーツ推進委員協議会事業報告

期 日	事 業 内 容	会 場	主 催
4月18日(金)	総会	青少年会館	平塚市 市協議会
5月13日(火)	研修会	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
5月19日(月)	役員・地区代表者会議	勤労会館	市協議会
5月23日(金)	第73回市民総合体育大会トリムパ・レボ・ル競技 抽選会・監督会議	青少年会館	平塚市 市協議会
6月1日(日)	第12回ポッチャ競技大会	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
6月15日(日)	第73回市民総合体育大会トリムパ・レボ・ル競技	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
6月21日(土)、 6月22日(日)	囲碁ボール認定員講習会	平塚市まちづくり財団事務所	財団
6月27日(金)・28日(土)	関東スポーツ推進委員研究大会(山梨県甲府市)	小瀬スポーツ公園武道館アリーナ	関東協議会
8月3日(日)	第59回平塚市少年少女水泳大会プール監視員	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館温水プール	平塚市
10月19日(日)	第8回ひらつかバラスポーツフェスタ 第13回ひらつかポッチャ競技大会	ひらつかサン・ライフアリーナ	平塚市
10月21日(火)	研修会	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
10月25日(土)、26日(日)、 11月2日(日)、9日(日)、16 日(日)	第73回市民総合体育大会	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館 他	平塚市
11月7日(金)	第53回ゆめクラブ湘南平塚スポーツ大会	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館	平塚市
11月13日(木)、14日(金)	第64回全国スポーツ推進委員研究協議会 長野大会	長野市若里多目的スポーツアリーナ (ビッグハット)	全国連合会
11月22日(土)	祝賀会		市協議会
11月23日(日)	神奈川県スポーツ推進委員研修会	海老名	県連合会
11月23日(日)	囲碁ボール交流会	ひらつかサン・ライフアリーナ	財団
11月30日(日)	湘南3市(小田原・藤沢・平塚)合同研修会	藤沢市	市協議会
12月9日(火)	研修会	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
1月11日(日)	令和7年度平塚市市内駅伝競走大会 (第72回市内地区対抗・第65回実業団対抗)	レモンガススタジアム平塚 ～ 山城中学校	平塚市
1月12日(月・祝)	スポーツ団体新年の集い		スポーツ5団体
1月25日(日)	令和7年度神奈川県スポーツ推進委員連合会 西湘ブロック研修会	真鶴町	県連合会
2月1日(日)	令和7年度神奈川県スポーツ推進委員大会	横須賀	県連合会
2月1日(日)	祝賀会		市協議会
2月15日(日)	研修大会	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
3月頃	スポーツ推進委員だより46号発行		市協議会
3月3日(火)	研修会	ひらつかサン・ライフアリーナ	市協議会
3月22日(日)	第13回ひらつか市民スポーツフェスティバル	平塚市総合公園	財団 スポーツ5団体

会議等

役員会	4月7日、5月9日、7月15日、9月17日、10月6日、11月5日、12月1日、1月14日、3月10日
総務委員会	1月27日、2月4日
役員・地区代表者会議	5月19日
県理事会・代表者会議	5月10日、7月5日、12月6日、3月14日
県研修部会	8月5日、11月23日

平塚レクリエーション連盟 規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は、平塚レクリエーション連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、平塚市内のレクリエーション団体（以下「加盟団体」という。）で、相互の緊密な連絡、調整を図るとともに、レクリエーションの普及、振興を図り健康で明るい郷土の建設と豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) レクリエーションの普及奨励
- (2) 加盟団体の育成及び相互の連絡、調整
- (3) レクリエーションに関する調査、研究、宣伝、啓発
- (4) レクリエーション指導者の養成
- (5) 加盟団体の合同事業の開催
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、平塚市内を総括するレクリエーション団体をもって組織する。

第4章 加盟及び脱退

(加盟)

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は、会長に申し出て総会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 本連盟の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、本連盟の加盟団体として不適当と認めたとき、又は会長に退会を申し出たときは、総会の決議を経て脱退させることができる。

なお、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

第5章 役員

(役員の種類)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、会計2名、監査2名

(役員を選出)

第9条 会長は、総会で推挙する。

2 副会長、理事長、会計、監査は総会において互選する。

3 理事は、加盟団体より3名選出するものとし、うち1名は当該団体の理事長の職に該当するものとする。

なお、他に総会で推薦する学識経験者を加えることができる。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、加盟団体の長又は学識経験者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事長は、会長の命を受け、本連盟の事務を掌理する。

4 理事は、本連盟の会務を執行する。

5 会計は、経理事務を掌理する。

6 監査は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第12条 会長は、総会の推薦によって名誉会長並びに顧問若干名を委嘱することができる。

顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務局)

第13条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

事務局には、事務局長、その他必要な職員を置くことができる。

第7章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、本連盟の議決機関である総会及び執行機関である理事会とする。

第15条 会議は、役員をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第16条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。賛否同数のときは、議長がこれを決める。

第8章 経理

(経理)

第17条 本連盟の経費は、加盟団体の分担金、補助金及び寄付金その他をもって充

てる。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 細則

(細則)

第19条 本規約施行について必要な細則は、総会で別にこれを定める。

附 則

本規約は、昭和51年11月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成26年5月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成29年5月17日より施行する。

令和8年度 平塚レクリエーション連盟 役員名簿

(任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日)

(敬称略・順不同)

職 名	氏 名	所 属
会長	河野 太郎	
副会長	鈴木 登喜雄	平塚フォークダンス協会
理事長	荒木 千恵子	平塚ママさんバレーボール協会
監査	秋山 由美	平塚市女性卓球連盟
監査	南里 恵美子	平塚フォークダンス協会
会計	長井 操	平塚ママさんバレーボール協会
会計	森川 由美子	平塚市女性卓球連盟
理事	桑山 純子	平塚市女性卓球連盟
理事	秋山 恵子	平塚ママさんバレーボール協会
理事	宮澤 京子	平塚フォークダンス協会

※本連盟に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、会計2名、監査2名
(平塚レクリエーション連盟規約第8条より抜粋)

令和7年度 平塚レクリエーション連盟・加盟団体 事業報告

月	連 盟	バレーボール	卓 球	フオークダンス
4			2 新役員会(アリーナ会議室) 23 合同練習(アリーナ)	5 総会(旭北公民館) 月1回 講師派遣(金田・旭北・崇善・四之宮公民館、西部福祉会館) フオークダンスの集い
5	12 総会(平塚市役所 720会議室)	22 春季大会(アリーナ)	23 合同練習(アリーナ)、 七夕卓球大会抽選会(アリーナ会議室)	
6		12 平塚ママさんバレーボール杯大会(アリーナ)	10 県ママ団体戦・タマス杯(アリーナ) 24 合同練習(ラング別)(アリーナ)、 七夕卓球大会勉強会(アリーナ会議室)	
7		17 七夕杯大会(アリーナ)	8 七夕卓球大会(アリーナ) 29 七夕卓球大会反省会(アリーナ会議室)	運営委員会(旭北公民館) 5 講師派遣(四之宮公民館)
8			22 本部会(アリーナ会議室)	
9		18 会長杯大会(アリーナ)	2 平塚市女性卓球大会・Wの部(アリーナ) 19 合同練習(ニッタク講習会)(アリーナ) 24 県ママシングルス戦(アリーナ)	
10		16 女性バレーボール大会(アリーナ)	14 合同練習(アリーナ) 21 県ママ講習会(アリーナ)	
11			4 県ママ卓球大会・ニッタク杯 18 合同練習(ニッタク講習会)	運営委員会(旭北公民館) 15 講師派遣(四之宮公民館)
12			2 合同練習(アリーナ) 9 県ママバタフライチームカップ(アリーナ)	
1	12 新年の集い	12 新年の集い	8 平塚市女性卓球大会・団体(アリーナ) 16 合同練習(アリーナ)	運営委員会(旭北公民館)
2			3 県ママ平塚ダブルス大会(アリーナ) 17 合同練習(アリーナ)、 新旧役員会(アリーナ会議室)	初級者教室(崇善公民館) 中級者教室(指導者育成)(旭北公民館)
3	22 第13回ひらつか市民スポーツフェスティバル	26 総会(中止)	19 合同練習(アリーナ)	3 講師派遣(四之宮公民館) 16 総会(旭北公民館) 22 ひらつか市民スポーツフェスティバル 初級者教室(崇善公民館) 中級者教室(指導者育成)(旭北公民館)

※合同練習…平塚レクリエーション連盟共催事業

※初級者・中級者教室、ひらつか市民スポーツフェスティバル参加…平塚レクリエーション連盟共催事業

平塚市スポーツクラブ連合規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連合は、平塚市スポーツクラブ連合と称する。

(事務所)

第2条 本連合の事務所を会長宅に置く。

第2章 組織及び加盟脱退

(組織)

第3条 本連合は、市内を統括するスポーツクラブをもって組織する。

(加盟)

第4条 本連合に加盟しようとする団体は、会長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第5条 本連合の加盟団体が第3条に掲げる資格を失ったときまたは、本連合の加盟団体として不適当と認めたときは、理事会の議決を経て脱退させることができる。

第3章 目的及び事業

(目的)

第6条 本連合はスポーツクラブ相互の連絡調整、情報交換をはかり、もって生涯スポーツの一層の普及振興を目的とする。

(事業)

第7条 本連合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツクラブの育成及び相互の連絡、協調
- (2) スポーツクラブ指導者の研修
- (3) スポーツ情報の提供
- (4) スポーツ指導者の派遣
- (5) スポーツ交流大会の開催
- (6) その他、本連合の目的達成に必要な事業

第4章 役員

(理事の選出)

第8条 理事は加盟団体より3名選出するものとし、うち1名は当該団体の理事長の職に該当するものとする。

(役員の選出)

第9条 本連合に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長 1名、理事若干名、会計2名、監査2名

2 会長、副会長、理事長、会計、監査は理事会において互選する。

(役員の職務)

第10条 会長は本連合を代表して会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事長は本連合の会務を掌理する。

4 理事は理事会を組織し、本連合の会務を執行する。

5 会計は経理事務を掌理する。

6 監査は会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 本連合の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任、または任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には必要な職員を置く。

第5章 会議

(理事会)

第13条 理事会は、本連合の議決機関並びに執行機関で次の事項を行う。

(1) 事業計画並びに予算、決算に関すること

(2) 役員の選出に関すること

(3) 規約の制定、改廃に関すること

(4) 加盟及び脱退に関すること

(5) 本会の運営上必要な事項の企画立案

2 理事会は会長が招集し、理事長が議長となる。

(定足数及び議決)

第14条 理事会は、その構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決はすべて出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、本規約を変更するときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 会計

(経費)

第15条 本連合の経費は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 細則

(細則)

第17条 本連合運営に必要な細則は、理事会で別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和62年10月1日から施行する。

平塚市スポーツクラブ連合役員名簿

任期 自 令和7年4月 1日
至 令和9年3月31日

役 職	氏 名	種 目
会 長	高橋 篤	サッカー
副会長	(新) 岡田 潤	野 球
副会長	前田 靖雄	剣 道
副会長	花塚 昌則	バレーボール
理事長	熊谷 俊二	野 球
理 事	相原 昌次	野 球
理 事	一杉 昌広	バレーボール
理 事	(新) 片野 正勝	サッカー
会 計	本田 隆幸	剣 道
会 計	(新) 佐草 都明	サッカー
監 査	河野 紀代子	バレーボール
監 査	岡田 博	剣 道

* (新) は令和8年4月1日から

令和7年度平塚市スポーツクラブ連合加盟団体事業報告書

種目 月	野 球	剣 道	サ ッ カ ー	バ レ ー ボ ー ル
4	全日本学童県大会平塚予選	小中錬成、合同稽古 審判講習会	第42回平塚市長杯争奪サッカー大会	平塚地域交流大会
5	平塚市学童野球選手権大会	小中錬成、合同稽古、理事会 AED講習会	第42回平塚市長杯争奪サッカー大会	全日本小学生バレーボール大会予選
6	平少連春季チビッ子大会 プロ野球OBクラブ野球教室 平塚市少年野球大会（ジュニアの部）	平塚市剣道錬成大会 小中錬成、合同稽古、理事会	第42回平塚市長杯争奪サッカー大会 2025年度U-11サッカー選手権大会	平塚市内交流大会
7	ノーブルホーム杯県大会平塚予選 平塚市少年野球大会（学童の部）	小中錬成、合同稽古、理事会 第一回級審査会	2025年度U-11サッカー選手権大会	しらさぎ杯記念大会
8		小中錬成、合同稽古、理事会		小中交流大会バレー教室
9		小中錬成、合同稽古、理事会	2025年度U-11サッカー選手権大会 第46回平塚市サッカー選手権大会	ＪＡ共済杯・平塚地域予選
10	平少連ティーパーボール大会	少年少女剣道大会 小中錬成、合同稽古、理事会	第46回平塚市サッカー選手権大会	
11	平少連新人大会 平少連秋季チビッ子大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第46回平塚市サッカー選手権大会	平塚市内交流大会 会長杯
12		小中錬成、合同稽古、理事会		
1	西部ティーパーボール大会 南部ティーパーボール大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第22回平塚招待サッカー大会	新春杯 ベルマーレカップ
2	中央ティーパーボール大会 北部ティーパーボール大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第43回平塚市ジュニアカップU-9	6年生送別大会
3	平少連オールスター大会	第二回級審査会 剣道演武大会	第43回平塚市ジュニアカップU-9	平塚市内交流大会 湘南平塚さくらカップ

公益財団法人平塚市まちづくり財団定款

制定 平成24年 4月 1日
改正 平成25年 6月13日
平成27年 5月25日
平成28年 5月31日
平成28年12月22日
令和 4年 3月24日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条～第9条）
- 第4章 評議員（第10条～第13条）
- 第5章 評議員会（第14条～第20条）
- 第6章 役員（第21条～第28条）
- 第7章 理事会（第29条～第34条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第35条～第38条）
- 第9章 公告の方法（第39条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人平塚市まちづくり財団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、平塚市の健全な発展と公共福祉の増進を図るため、市民の文化、スポーツの振興及び促進並びに公共施設の管理運営等を総合した事業を行い、平塚市民の健康増進と明るく豊かな潤いのある市民生活に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 市民文化の創造及び育成並びに市民文化の普及及び振興
- （2） 芸術文化の鑑賞機会の提供
- （3） スポーツに関する教室、講習会、競技会等の開催
- （4） スポーツ団体等に対する助成その他の援助
- （5） 平塚市が行う文化、スポーツ事業の受託
- （6） 文化、スポーツ振興に関する調査研究
- （7） 文化、スポーツの情報収集及び提供
- （8） 公共的施設の充実に必要な施設の建設、取得、管理及び処分
- （9） その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、平塚市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（基本財産）

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が定めたものは、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あら

かじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 第1項から前項までに定めるもののほか、評議員選定委員会の運営については、理事会において別に定める。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、毎年度、総額50万円を超えない範囲で評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等に関する規程により算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、目的、事業に係る前項第3号に規定する定款の変更の決議は、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行われなければならない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(規程への委任)

第20条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において規程で定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等の支給に関する規程により算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事及び監事（一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第115条第1項の非業務執行理事等に該当する理事及び監事をいう。）との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(規程への委任)

第34条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において規程で定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する最初の理事長は、落合晋一とする。
- 4 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安達信行

大川五郎

柏手茂

加藤薫

嶋津智恵子

西山慈恩
平野恵美子
福澤正人
藤田早苗

- 5 この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 岩崎由紀子
理事 落合晋一
理事 梶井龍太郎
理事 片倉勝太郎
理事 高田謙治
理事 高梨孝治
理事 田中國義
監事 大曾根俊久
監事 小林立欣

附 則

この定款は、変更登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年3月24日から施行する。ただし、第23条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

公益財団法人平塚市まちづくり財団 役員等名簿

令和8年5月26日現在

評議員

推 薦 団 体 名	氏 名
平塚商工会議所	福澤 正人
湘南ケーブルネットワーク(株)	柏手 茂
平塚市	市川 誠
平塚市自治会連絡協議会	瀬尾 進
平塚市民演劇連絡会	田中 裕介
平塚市スポーツ推進委員協議会	傳田 實
平塚合唱連盟	兵頭 英明
平塚市観光協会	平野 恵美子
平塚市	真鍋 明裕
平塚市文化連盟	森 幸男

理事

推 薦 団 体 名	氏 名
平塚市	石田 有信
平塚市	高橋 孝祥
文化学識経験者	岩崎 由紀子
東海大学	内山 秀一
湘南ひらつか囲碁文化振興事業実行委員会	田島 幸人
平塚市スポーツ協会	中田 勉
平塚市体育振興連絡協議会	板東 誠二

監事

推 薦 団 体 名	氏 名
平塚商工会議所	長谷川 進
平塚市	飯田 健一

総括事項

公益財団法人平塚市まちづくり財団は、平塚市の健全な発展と公共福祉の増進を図るため、市民の文化、スポーツの振興及び促進並びに公共施設の管理運営等を総合した事業を行い、平塚市民の健康増進と明るく豊かな潤いのある市民生活に寄与することを目的としています。

1 スポーツ教室等の実施

(1) 教室等の事業数 35 事業 参加者数 7,747 人

事業名		クール数	1クール回数	参加者数	会場
1	フィットネス教室	4	16回	894人	総合体育館
2	ストレッチ&リズム体操教室	2	12回	42人	〃
3	楽しいフラダンス教室	4	8回	239人	〃
4	ゆっくリエアロビクス教室	4	8回	426人	〃
5	いきいき若返り体操教室	4	8回	283人	〃
6	すっきり！エアロビクス教室	3	12回	144人	〃
7	筋膜リリースヨガ教室	3	12回	176人	〃
8	ZUMBAを楽しもう教室	3	9回	207人	〃
9	火曜ストレッチ体操教室	4	10回	355人	〃
10	すっきり・のびのび体操教室	4	10回	276人	〃
11	水曜ストレッチ+バレトン教室	4	10回	270人	〃
12	楽しくヨガ教室	3	10回	263人	〃
13	金曜ストレッチ体操教室	4	10回	306人	〃
14	体幹コンディショニング教室	3	8回	243人	〃
15	ウィークエンドヨガ教室	4	8回	241人	〃
16	火曜太極拳教室	3	12回	179人	〃
17	ピラティス教室	4	8回	331人	〃
18	水曜太極拳教室	3	12回	162人	〃
19	からだ整えヨガ教室	3	12回	204人	〃
20	ハタフローヨガ教室	3	12回	233人	〃
21	はつらつ水中体操教室	4	8回	307人	総合体育館プール
22	アクアビクス教室	4	8回	162人	〃
23	水泳教室	2	12回	48人	〃
24	バドミントン教室	3	10回	202人	ひらつかアリーナ
25	卓球教室	4	7回	420人	〃
26	男性フットサル教室	4	7回	63人	〃
27	女性フットサル教室	4	7回	74人	〃
28	スポーツウエルネス吹矢教室	3	6回	59人	〃
29	ノルディックウォーキング教室	3	6回	67人	〃

事業名		クール数	1クール回数	参加者数	会場
30	ノルディックウォーキング中級教室	3	1回	36人	ひらつかアリーナ
31	ZUMBAをやってみよう教室	3	6回	69人	〃
32	ボディメイクピラティス教室	3	8回	65人	〃
33	脂肪燃焼教室	3	8回	69人	〃
34	テニススクール	4	11回	588人	総合公園テニスコート
35	ふれあい子ども相撲	—	1回	44人	総合公園相撲場

(2) 芸術文化振興事業とのジョイント事業の開催

芸術文化振興事業の保育園等訪問コンサートと合同でリズム体操教室を実施しました。

リズム体操実施園 7園

ゆうかり保育園、中原保育園、港こども園、あさひ保育園、道和幼稚園、
夕陽ヶ丘保育園、湘南きらら保育園

(3) ひらつか市民スポーツフェスティバルでのスポーツ教室の開催

令和8年3月22日（日）に第13回ひらつか市民スポーツフェスティバルを平塚市総合公園で開催しました。当日は、33教室を実施し14,635人が来場しました。

(4) 囲碁ボールの普及

事業名	開催日	派遣人数	件数	参加人数	会場
囲碁ボール講師派遣	通年	延べ67人	18件	—	公民館ほか
囲碁ボール事業 (主催：公民館、福祉会館等)	通年	—	98件	2,813人	〃
囲碁ボール指導員認定講習会	6月21日 6月22日	—	2件	22人	財団会議室
囲碁ボール交流会 2025	11月23日	—	1件	94人	ひらつかアリーナ

2 スポーツ団体等に対する助成・支援

(1) 全国大会等出場者への支援

・国際大会	10件	230,000円
・全国大会	37件	365,000円
・関東大会	7件	32,500円
合計	54件	627,500円

(2) 会場使用料支援 5件 84,000円

(3) 優秀選手の表彰（小・中・高校生を対象） 個人25人 団体0件

(4) 全国大会出場者（表彰を受けた者を除く）への記念品贈呈 12件

3 ふれあい物品貸出し事業

貸出物品	貸出団体数（延べ）	貸出数
囲碁ボール	16 団体	43 セット
ノルディックウォーキングボール	1 団体	20 セット

4 スポーツ情報の収集・提供とスポーツ振興に関する調査研究

- ・情報誌「スポーツタウンひらつか」を年2回発行
- ・財団ホームページで事業の情報を提供
- ・市内情報ポータルサイト・ひらつかスポーツナビで事業の情報を提供
- ・スポーツ事業企画専門委員会の開催（年2回）

